

西宮市学校教育事業審査委員会臨時委員委嘱の件

下記のとおり、西宮市学校教育事業審査委員会の臨時委員を委嘱する。

令和2年8月5日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司郎

記

- 1 委嘱委員 大門 吉俊 (公認会計士)  
(株)ドゥクタス取締役 大門公認会計士事務所
- 2 委嘱年月日 令和2年9月1日
- 3 委嘱期間 令和2年9月1日から「令和3年度西宮市立学校外国人英語指導助手派遣業務」に関する審査・評価が終了するまで
- 4 委嘱理由 「令和3年度西宮市立学校外国人英語指導助手派遣業務」について、プロポーザル方式により事業者の選定するにあたり、提案者からの提案の審査・評価を行うため、新たに財務関係に精通する臨時委員を委嘱する。

(参考1)

○西宮市学校教育事業審査委員会委員一覧表

氏名	委嘱年月日	任期満了年月日
屋代 鶴夫	令和2年1月26日	令和4年1月25日
多田 玲子	令和2年1月26日	令和4年1月25日
藤岡 和代	令和2年1月26日	令和4年1月25日
大林 英夫	令和2年1月26日	令和4年1月25日

(参考2)

○西宮市附属機関条例(抜粋)

(西宮市学校教育事業審査委員会の特例)

第46条の4

(略)

- 6 委員会に、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員は、教育委員会が委嘱し、または任命する。
- 8 (略)
- 9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、または解任されるものとする。